

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案要綱

第一 次に掲げる法律の特例及び課税の特例に関する措置について追加すること。

一 道路運送法の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業（国家戦略特別区域において、市町村、特定非営利活動法人その他の国土交通省令で定める者が、一の市町村の区域内における外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であつて、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であるものをを行う事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業に係る自家用有償観光旅客等運送を、道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなして、同法の規定を適用するものとする。 （第十六条の二関係）

二 農地法等の特例

国家戦略特別区域会議が、法人農地取得事業（国家戦略特別区域において農業経営を行おうとする法

人による農地等の所有権の取得を認める事業をいう。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日からこの法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、事業実施区域内にある農地等を管轄する農業委員会は、農地所有適格法人以外の法人で一定の要件を満たしているものが事業実施区域内にある農地等について、政令で定める地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第三条第二項(第二号及び第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず同条第一項の許可をすることができるものとする。 (第十八条関係)

三 障害者の雇用の促進等に関する法律の特例

国家戦略特別区域会議が、特定事業として、国家戦略特別区域障害者雇用創出事業(国家戦略特別区域において、中小企業者が障害者の雇用の機会の創出を図る事業をいう。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域障害者雇用創出事業の実施主体として当該区域計画に定められた有限責任事業組合契約に関する法律第二条に規定する有限責任事業組合(厚生労働省令で定める要件を満たすものに限る。)を、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十五条の三第二項に規定する事業協同組合等とみなして、同法の規定を

適用するとともに、同条第三項に規定する実施計画に記載すべき事項を追加することその他所要の規定の整備を行うこと。（第二十條の四關係）

四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業（国家戦略特別区域において、薬局開設者が、その薬局の所在地の都道府県知事が管轄する区域内であつて、地方公共団体により薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止を図るために必要な措置が講じられている区域に居住する者に対して、医師又は歯科医師から対面以外の方法による診察に基づいて交付された処方箋により調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合に、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、テレビ電話装置等を用いて相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により、当該薬剤の適正な使用のために行われる情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行わせる事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、薬局開設者は、その薬局ごとに、その薬局の所在地の都道府県知事の登録を受けることができるものとする。 （第二十條の五關係）

五 課税の特例

認定区域計画に定められている特定事業（内閣府令で定めるもの等に限る。）を実施する法人（国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。）の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 （第二十七条の三関係）

第二 雑則

一 民間事業者との連携による出入国に必要な手続の迅速かつ効率的な実施

国及び関係地方公共団体は、外国人観光旅客の来訪を促進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域において、民間事業者と連携しつつ、空港又は港湾における出入国に際して必要となる手続が迅速かつ効率的に行われるために必要な施策を講ずるものとする。 （第三十七条の二関係）

二 革新的な医療機器の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者に対する援助

厚生労働大臣は、国家戦略特別区域において、革新的な医療機器の迅速かつ効率的な開発及び実用化を促進するため、当該医療機器に係る製造販売の承認を受けるために国家戦略特別区域内の臨床研究中

核病院において行われる治験その他の試験の実施に携わる医療関係者に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。 (第三十七条の四関係)

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
(附則第一条関係)

二 検討

政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓が重要であることを踏まえつつ、我が国において外国人が当該商品の生産若しくは販売又は当該役務の提供に必要な専門的な知識及び技能を習得する機会並びに外国人が習得したこれらの専門的な知識及び技能を生かして就労する機会の充実に資するよう、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、この検討を行うに当たっては、我が国にお

ける労働力需給の状況その他の情勢に配慮しなければならないものとする。 (附則第二条関係)